

【パターン別】 未収入金の仕訳見本集



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

【パターン別】未収入金の仕訳見本集

【基本】未収入金の発生と回収（本業以外のサービス）

本業以外のサービス提供や、余剰品の売却などで発生した「未収入金」の、最も基本的な仕訳パターンです。

1. 未収入金の発生（サービスの提供）：本業ではないサービスを提供し、代金が後払いとなる場合の仕訳です。相手科目は「売上」ではなく「雑収入」などを用います。

例：100,000円のサービスを提供し、代金は翌月入金予定

借方	金額	貸方	金額	摘要
未収入金	100,000	雑収入	100,000	本業外サービス提供

2. 未収入金の回収（代金の入金）：後日、代金が現金で回収された際の仕訳です。貸方に「未収入金」を計上し、債権を消し込みます。

例：上記未収入金100,000円を現金で受け取った

借方	金額	貸方	金額	摘要
現金	100,000	未収入金	100,000	未収入金の回収

【パターン別】未収入金の仕訳見本集

【応用】固定資産売却時の未収入金仕訳（益・損）

使用しなくなった備品や車両などを売却し、その対価として「未収入金」が発生するケースです。帳簿価額と譲渡価額の差額により処理が異なります。

1. 謙渡益（売却益）が出る場合：譲渡額が帳簿価額を上回る場合、貸方に「固定資産売却益」を計上します。

例：帳簿価額80万円の固定資産を100万円で譲渡した

借方	金額	貸方	金額	摘要
未収入金	1,000,000	固定資産	800,000	固定資産譲渡
		固定資産売却益	200,000	譲渡益発生

2. 謙渡損（売却損）が出る場合：譲渡額が帳簿価額を下回る場合、借方に「固定資産売却損」を計上します。

例：帳簿価額120万円の固定資産を100万円で譲渡した

借方	金額	貸方	金額	摘要
未収入金	1,000,000	固定資産	1,200,000	固定資産譲渡
固定資産売却損	200,000			譲渡損発生

【パターン別】未収入金の仕訳見本集

【応用】賃貸料収入にかかる未収入金と消費税

不動産を貸し付けており賃貸料が「未収入金」となる取引の仕訳です。ここでは、課税取引（消費税がかかるケース）を前提とした仕訳例を紹介します。

1. 通常の賃貸料収入

例：月額賃貸料300,000円が発生した場合

借方	金額	貸方	金額	摘要
未収入金	300,000	賃貸料収入	300,000	○月分賃貸料

2. 消費税（10%）を含む場合：課税取引の場合、消費税込みの金額で「未収入金」を計上し、消費税分は「仮受消費税」として分けます。

例：賃貸料30万円+消費税3万円=計33万円（税込）の場合

借方	金額	貸方	金額	摘要
未収入金	330,000	賃貸料収入	300,000	○月分（税込）
		仮受消費税	30,000	

【パターン別】未収入金の仕訳見本集

【決算】賃貸料の未収入金・前受金の期間按分

賃貸契約期間が決算期をまたぐ場合、未収入金（後払い）や前受金（前払い）を適切に処理し、当期分の収益のみを計上する必要があります。

前提例（前受金が発生するケース）

12月1日から翌年1月31日までの2ヶ月分の賃貸料60万円を、12月に現金で受け取った場合（決算月は12月とする）。

1. 当期（12月）の受取時

翌月（1月）分である30万円は、負債の「前受金」として処理します。

借方	金額	貸方	金額	摘要
現金	600,000	賃貸料収入	300,000	12月分
		前受金	300,000	翌1月分（前受）

2. 翌期首（1月1日）の振替

年が明けたら、前受金を収益（賃貸料収入）に振り替えます。

借方	金額	貸方	金額	摘要
前受金	300,000	賃貸料収入	300,000	前受分の振替